

会社法制の見直しに関する中間試案について — 企業統治関係

2012年1月27日

京都大学 前田雅弘

I 企業統治の在り方に関する見直しの背景

○平成17年の会社法制定時には、経営陣に対する監督の在り方についてほとんど改正なし。平成13年・14年改正の成果を見守るため。

○経営の効率性・健全性の向上。

・収益力の低迷 — ガバナンスの構造にも原因があるのではないかという問題意識。

・内外の投資家から、わが国の上場会社のガバナンスについて強い懸念。

(金融審議会金融分科会・我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」(平成21年6月17日))

・企業不祥事防止の必要性。

・企業の活力を増し、健全性を維持するために、会社法にもできることがあるのではないか。

II 取締役会の監督機能の強化

1 社外取締役の選任の義務付け

■監査役会の設置が強制される会社（または有価証券報告書提出会社）において、1名以上の社外取締役の選任を義務付けるものとする。

1-1 提案の理由

○社外取締役の設置を強制し、経営が適正かつ効率的に行われるよう、経営陣の選定・解職その他の決定に関して議決権行使することを通じ、監督機能を果たすことを期待。経営陣と会社との間の利益相反についての監督も期待。

○過去にも同様の議論（特に平成14年改正時）。

1-2 爭点

○社外取締役の存在が有益であることについては、多くの意見が一致。選任を法律で義務づけることが適切かについて意見が分かれる。

○「会社がどのような経営機構で効率的な経営をするかは、会社が自発的に考えることであり、法律で定めるべきことではない」旨の批判。

⇒ 経営陣が自らを適切に監督する仕組みを構築することは期待しにくい=「地位に基づく利益衝突（positional conflicts）」——法律が介入するのが適切。

○「1名程度の社外取締役を入れても効果は疑わしい」旨の批判。

⇒ たとえ1名の社外取締役でも、取締役会の意思決定の透明性が高められる。多数決で敗れても、外部者が反対をした事実は重大。

○適用対象となる会社の範囲

=大企業かつ公開会社（A案）か、有価証券報告書提出会社（B案）か。

- ・国際的競争力向上、コストの負担能力。

- ・大株主がいれば株主による規律づけを期待できる。

○選任義務付けの当否は、実証研究からも直ちに結論を導くことはできない。

2 監査・監督委員会設置会社制度

■監査役・指名委員会・報酬委員会を置かず、社外取締役が過半数を占める監査・監督委員会が監査等を担う制度を創設するものとする。

2-1 提案の理由

○現行法上、社外取締役を活用しやすい制度が存在しない。

- ・監査役会設置会社では、社外監査役の存在のため、社外取締役を選任することに負担感。
- ・委員会設置会社の制度は、指名委員会と報酬委員会に決定を委ねることへの抵抗感等から、ほとんど利用されていない。
- ・そこで社外取締役の機能をより活用しやすい新たな機関設計を創設。

○委員会設置会社と監査役会設置会社との中間形態。

- ・委員会設置会社から見れば、指名委員会と報酬委員会を置かず、監査・監督委員会だけでよいことになる。
- ・監査役会設置会社から見れば、監査役に取締役会での議決権を与えることを監査・監督委員と呼ぶことになる。
- ・監査・監督委員の過半数は社外取締役。株主総会で選任。

2-2 争点

○理論的に、監査役会設置会社と委員会設置会社以外にも、必要十分な仕組みを備えた機関設計はあり得る。社外取締役を活用しやすくなる。

○監査役会設置会社・委員会設置会社と同等の規律づけの水準を確保する必要あり。

- ・監査・監督委員は自ら業務執行の決定に関与するので、監査役による監督より弱くなるおそれあり。
- ・委員会設置会社では、人事と報酬の両面から取締役会全体を執行役から独立した存在とし、取締役会が執行役の解職権を背景に強力な監督することを想定。新たな制度では、取締役会全体の代表取締役等からの独立性を確保する仕組みを欠き、委員会設置会社より監督が弱くなるおそれあり。

○現実に利用されるよう、使いやすさにも配慮必要。

○常勤の監査・監督委員を置くかは要検討事項。

- ・内部統制システムを使った組織的監査を想定。

○取締役会が代表取締役等に意思決定を委任できる事項の範囲

- ・当初の案では、委員会設置会社と同等の範囲。
しかし大幅な権限委譲を正当化するだけの根拠を欠く。
- ・重要財産の処分・譲受け+多額の借財 — 特別取締役の制度（373条1項）と同様。

3 社外性の要件等の見直し

■社外取締役の要件について、①親会社の取締役・執行役・使用人でないこと、および取締役・執行役・使用人の配偶者または2親等内の血族・姻族でないことを追加し、②就任前の全期間ではなく、就任前10年間の関係だけを問題とするものとする。責任の一部免除について、③業務執行取締役・執行役・使用人以外の者または監査役は、責任限定契約を締結できるものとする。

3-1 提案の理由

○社外取締役の選任が義務付けられる場合の問題。しかし社外監査役の要件にも波及。

○①=社外取締役の独立性を高めて機能の実効性を確保するため。

- ・社外取締役の独立性は、2つの方向から問題。
 - 監督の対象である経営陣からの独立性。
 - 会社と利害関係を有する者でないこと。
 - ・親会社の関係者でないこと、経営陣の近親者でないことを追加することを検討。
- ②=過去に一度でも使用人等になったことがあれば資格を失うのは厳しすぎる。
- ③=社外性要件の厳格化により責任限定契約を利用できなくなることへの対処。
 - ・業務執行に関与しない者であれば責任限定契約を利用できることとしてよい。

3-2 爭点

○①=「知識・経験を豊富に持ち、監督に適した者を排除することとなる」旨の批判。

↔ その者を社外取締役でなく、普通の取締役とすればよい。

○①=重要な取引先の関係者でないことを追加すべきかは要検討事項。

- ・社外取締役の要件を欠くと、取締役会決議は無効。

→ 基準は明確でなければ法的安定性を害するという問題あり。

III 監査役の監査機能

1 会計監査人の選解任等に関する議案等および報酬等の決定

■会計監査人の選解任・不再任に関する議題・議案および報酬等の決定権（または報酬等は同意権）を監査役会・監査委員会に付与するものとする。

1-1 提案の理由

○現行法

・会計監査人の選解任・不再任に関する議題・議案の決定

=取締役会の権限。監査役会には同意権および議題・議案の提案権（344条）。

=委員会設置会社では監査委員会の権限（404条2項2号）。

・会計監査人の報酬の決定

=取締役会の権限。監査役会には同意権（399条1項・2項）。

=委員会設置会社でも取締役会の権限。監査委員会には同意権（399条3項）。

○監査を受ける立場にある取締役会に決定権限を付与することは、会計監査人の独立性の観点から問題がある旨の指摘。そこで監査役の権限を決定権限にまで拡大。

・同意権をすべて決定権に変えるという案（A案）、報酬等は同意権のまま残す案（B案）。_____

1-2 爭点

○反対論

・現行法の同意権等を適切に行使すれば、会計監査人の独立性は確保できる。とくに選解任等についての「同意権+提案権」は、実質的には決定権と同じ。

→ 決定権限に変えても改善になるかは疑わしい。

・監査役に業務執行の決定権限を与えることになり、会社法が監査役を業務執行機関から切り離した機関として設計していることに反する。

2 監査の実効性を確保するための仕組み

○監査を支える内部統制システムに関する規定の充実・具体化。

・監査役を補助する使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項、監査費用に係る会社の方針に関する事項を、内部統制システムとして決定すべき事項に追加。

○内部統制システムの運用状況等を事業報告の内容に追加。

○株主総会に提出する監査役選任議案の一部を従業員に決定させる旨の提案は要検討事項。

↔ 適正な通報のされる内部統制システムをいかに構築するかが重要。

利益衝突、独立性を考えると、むしろマイナスが大きいのではないか。

○取締役の職務執行に重大な違法があった場合等に、取締役解任の訴えの提起権を監査役に付与する旨の提案は削除。

IV 資金調達の場面における企業統治の在り方

1 支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等

■公開会社において、引受人が議決権の過半数を有することとなる新株発行（および自己株式処分）について、株主総会決議を要するものとする。割当てに関する事項の通知・公告も要するものとする。

1-1 提案の理由

○現行法=公開会社の新株発行は、定款所定の発行可能株式総数の範囲内では、有利発行に該当しない限り取締役会に新株発行の権限あり（授權資本制度。201条1項）。

○しかし大量の第三者割当てにより支配権の異動が生じる。

⇒会社が当該第三者の子会社になることあり。

・株主に重大な影響があり、株主総会決議を要求すべき。

・差止め、議決権行使の判断資料として、誰がどれだけの議決権を有することになるかの開示も必要。

1-2 爭点

○「緊急性の高い資金調達ができなくなる」旨の批判。

○他方、支配権の異動は、株主総会が決めるのが会社法の基本的な考え方。

○資金調達の必要と株主保護とをどう調整するか。

・株主総会決議を要求するが、資金調達の緊急性が認められる等の一定の場合に決議を不要とする方向で検討。

・A案=定款で不要とできるが3%以上の株主が異議を述べれば省略できない（426条参照）。

・B案=25%超の株主による反対の通知があれば決議が必要になる（796条4項参照）。

○株主総会決議は普通決議。

・組織再編に近いと見れば特別決議。単なる支配の変更と見れば普通決議。

2 資金調達に関するその他の問題

○株式の併合において、①株式併合により生じた端数について、端数株主が会社に対して端数を公正な価格で買い取るよう請求することができる制度を創設し、②株式併合後に、発行可能株式総数は発行済株式総数の4倍を超えてはならないものとする。

○仮装払込みによる新株発行（または自己株式処分）が行われた場合に、①仮装払込みした者は、払込期日（払込期間）の経過後も払込みの責任を負うものとし、②仮装払込みに関与した取締役（または執行役）は、会社に対して仮装払込みに相当する額を支払う責任を負うものとする。

○ライツ・オファリングに要する期間を短縮するため、新株予約権無償割当てにおける割当通知を行使期間の末日の2週間前までにすれば足りるものとする。